

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市国民保護協議会
根拠法令等	国民保護法・川崎市国民保護協議会条例
設置年月日	平成18年3月17日
所掌事務	(1) 市長の諮問に応じて国民保護措置に関する重要事項について審議すること (2) 重要事項に関し、市長に意見を述べること
委員数	55人以内
委員の構成	市の区域を管轄する指定地方行政機関の職員、自衛隊に所属するもの(防衛庁長官の同意を得たものに限る。)、紙奈川県職員、副市長、教育長、消防長又はその指名する消防吏員、市職員、市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公機関の役員又は職員、国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者
会議公開・非公開	公開
非公開の理由	
事務局担当課	危機管理本部危機管理部 電 話 044-200-2840 ファックス 044-200-3972

